

2025年10月14日

石川県知事

馳 浩 様

さよなら！志賀原発ネットワーク
志賀原発を廃炉に！訴訟原告団
石川県平和運動センター
社 民 党 石 川 県 連 合

質 問 書

10月6日に開かれた石川県原子力環境安全管理協議会において、志賀原発の防護区域に入る際に求められる本人確認が未実施であったことが志賀原子力規制事務所から報告されました。原子炉等規制法第43条の3の27（核物質防護規定）に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第91条第2項第5（防護区域等への人の立入り）及び同項第8号（防護区域等の出入り口の措置）に違反する状態が「少なくとも11年もの間」続いてきたという驚くべき内容です。

そもそも核物質防護とは「原子力施設への妨害破壊行為及び使用、貯蔵、輸送中の核物質の盗取や妨害破壊行為から核物質や施設を守るための対策」であり、核物質防護条約により国際的にも義務付けられた原発の安全確保に直結する重要課題です。この対策が破られるならば、県が北陸電力と交わした安全協定第1条に掲げた「周辺環境の汚染の防止と地域住民の安全確保」という目的を果たすこともできません。

このような重大事案であるにもかかわらず安管協での報告によれば原子力規制委員会は「核物質防護上の軽微な違反」と判定し、北陸電力は「マニュアルの見直し」を中心とした再発防止策を講じるのみで、原因の究明や関係者の責任を問う動きはまったくありません。この間の経緯についても不明な点が多々あります。

今回の事案は、石川県が「地域住民の安全確保及び生活環境の保全について必要な事項を協議するため」に設置した石川県原子力環境安全管理協議会での報告事項です。核物質防護は所管外だから知らぬ存ぜぬという対応は許されず、以下の質問に対して誠実な回答を求めます。

記

1. 事実関係について

- ①安管協配布資料によれば、原子力規制庁が事案を確認したのは5月22日、原子力規制委員長及び各委員への報告は5月29日とされている。県はいつ、どのようにしてこの事案を知ったのか。

②事案を知った後の県の対応を明らかにせよ。安全協定第11条に基づく立ち入り調査は行ったか。安全協定第12条に基づき、適切な措置を講ずることを求めたか。

③放射性固体廃棄物の運搬作業での法令違反は「少なくとも11年間」とされている。「11年間」の根拠は何か。1号機運転開始以来、法令違反が続いてきた可能性もあるのではないか。

④再発防止策としてマニュアルの見直しが行われたようだが、県はその内容を確認しているか。また、これに対する規制事務所の対応が明らかにされていない。マニュアルの見直し内容は適切か。仮に適切としてもマニュアルに沿った適切な運用が定着するか今後数年間はチェックが必要ではないか。

⑤他の目的での防護区域等への立入りに関して、法令違反行為やマニュアルの不備はないのか。放射性固体廃棄物の運搬作業時に限って、法令違反があったとすれば原因はどこにあるのか。

2. 北陸電力の責任に対する県の認識について

①今回の事案は、北陸電力の核物質防護に関する法令違反が常態化していたことを示している。東京電力は2021年に柏崎刈羽原発のID不正使用問題で「核燃料の移動禁止措置」＝「事実上の運転禁止措置」を受けた。今回の事案はそれに匹敵する重大事案ではないか。県の認識を聞く。

②核物質防護管理者の職務怠慢は明白である。当然解任されるべきと考えるが、規制委の対応と県の認識を聞く。

③北陸電力は10月6日の安管協開催後も、この事案に関するプレスリリースは発表していないが、この対応は妥当であると考えているのか。

3. 法令違反を放置した県の責任について

①2020年に柏崎刈羽原発で核物質防護に関する法令違反が発覚し、「さよなら！志賀原発ネットワーク」は志賀原発の核物質防護規定に不備はないかと県に確認した。県は「このような問題はない確認した」と回答している。県と北陸電力、規制事務所の無責任かつ不誠実な対応が、法令違反の継続、放置につながった。県の責任を問う。